

石川県公報

平成 23 年 12 月 20 日

第 1 2 4 5 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		教育委員会	
県道の区域の変更	(道路整備課) 1	県指定有形文化財の指定	4
県道の供用の開始	(同) 1	選挙管理委員会	
公 告		石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	5
入札公告	(管財課) 2	石川海区漁業調整委員会	
診療費等未収金回収業務に係る参加申込書の募集公告	(医療対策課) 3	せん光を利用する水産動物の採捕制限の廃止	5
県営土地改良事業の工事完了公告	(農業基盤課) 4	雑 報	
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(公園緑地課) 4	入札公告	5

告 示

石川県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年12月20日から平成24年1月11日まで縦覧に供する。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
松 任 宇ノ気線	下記区間を道路区域に編入する。			石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市徳丸町641番3地先から 白山市乾町95番1地先まで		25.95～45.48 1,218.1	
"	白山市乾町97番1地先から 白山市乾町64番1地先まで	旧	42.74～74.20 142.1	"
		新	43.63～80.97 142.1	

石川県告示第563号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年12月20日から平成24年1月11日まで縦覧に供する。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
和倉和倉 停車場線	七尾市和倉町ヨ17番13地先から 七尾市和倉町ワ63番2地先まで	平成 23 年 12 月 20 日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
平成24年度石川県広告事業「自動車税納税通知書封筒への広告掲載取扱」
- (2) 業務内容
平成24年度自動車税納税通知書封筒へ広告掲載を希望する広告主の募集及び広告の掲載
- (3) 業務実施期間
契約締結日から平成24年6月29日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成23年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

4 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約の条項を示す場所及び問い合わせ先
〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課 電話番号 076 - 225 - 1266
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間
平成23年12月20日（火）から平成24年1月16日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成24年1月18日（水）午後2時
〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎 6階 603会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 代金の納入

石川県が発行する納入通知書により、別途定める期日までに納入すること。

- (6) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による(入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となるため、4に定める期間及び場所において、必ず直接交付を受けること。)

診療費等未収金回収業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり診療費等未収金回収業務に係る企画提案を募集する。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

- (1) 業務名

石川県立病院診療費等未収金回収業務事業委託

- (2) 業務内容

「石川県立病院診療費等未収金回収業務事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で指定する内容

- (3) 委託期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

2 参加資格

「石川県立病院診療費等未収金回収業務事業受託者選定に係る企画提案書提出要領」(以下「提出要領」という。)に記載の参加資格を全て満たす者とする。

3 参加方法

提出要領に従い、次のとおり参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出場所

下記ア又はイのいずれかとする。

ア 〒920 - 8530 石川県金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院医事課

イ 〒929 - 1293 石川県かほく市内高松ヤ36

石川県立高松病院医事課

- (2) 提出期限

平成24年1月13日(金)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

4 参加申込書等の交付方法

参加申込書その他の各様式、提出要領及び仕様書を次の方法により交付する。

(1) 石川県立中央病院ホームページからダウンロードする方法

URL:http://www.pref.ishikawa.jp/ipch/index.html

(2) 石川県立高松病院ホームページからダウンロードする方法

URL:http://www.pref.ishikawa.jp/takabyo/

(3) 書面による交付

3(1)ア又はイに示した場所において交付する。

5 審査方法

2の参加資格を満たす者であると認められた者について書面審査を行う。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業(担い手育成型)	鳥屋西部地区	平成22年1月7日

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成23年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
鶴来都市計画公園事業 9・6・1号 白山ろくテーマパーク	石川県	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 平成六年建設省告示第四百五十一号及び平成十九年北陸地方整備局告示第二百二十九号の事業地に白山市上野町夕之部、西之部及びカ之部を加え、下野町へ之部において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 なし

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第22号

石川県文化財保護条例(昭和32年条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有形文化

財に指定する。

平成23年12月20日

石川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
彫 刻	銅造地藏菩薩半跏像 附 台座、光背	1 軀	白山市東三番町21番地 5	東三番町町内会
歴史資料	延宝金沢図	1 点	金沢市本多町 3 丁目 2 番15号 石川県立図書館	石川県

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年12月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

2,591人

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第1号

せん光を利用する水産動物の採捕制限（昭和42年石川海区漁業調整委員会指示第33号）は、平成23年12月31日限り廃止する。

平成23年12月20日

石川海区漁業調整委員会

会長 志 幸 松 栄

雑 報

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年12月20日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

1 一般競争入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

「情報資産管理システム」構築委託業務 一式

(2) 調達の内容

入札仕様書による。

(3) 履行期限

平成24年3月30日

(4) 入札方法

本契約に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) JIS X0164-1又はSAMConの管理基準・評価基準に従って、ソフトウェア資産管理業務もしくはソフトウェア資産管理システムを導入した実績があること。

3 入札仕様書の交付場所等

- (1) 入札仕様書の交付場所及び問い合わせ場所
〒921-8836 石川県野々市市末松1丁目308番地
石川県公立大学法人 法人本部
電話番号 076-227-7553

- (2) 入札仕様書の交付方法
(1)の交付場所において、書面で交付する。

4 入札参加資格の確認手続等

- (1) 提出書類及び提出方法
入札仕様書による。
- (2) 提出期限
平成23年12月22日(木) 午後5時

5 入札の日時及び場所

平成23年12月27日(火) 午後2時
石川県野々市市末松1丁目308番地
石川県立大学 大会議室(部屋番号K116。入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、この公告、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報等による入札を認めないので、入札参加者は5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。
- (5) その他
その他詳細は、入札説明書による。